

生徒傷害保険概要

ニューヨーク日本人学校・ニュージャージー日本人学校

1. 保険会社： Philadelphia Indemnity Insurance Company
2. 仲介業者： Crystal & Company
3. 更新年月日： 毎年4月1日（一年毎更新）
4. 被保険者： ニューヨーク及びニュージャージー日本人学校の授業或いは学校主催行事に参加している児童生徒、教職員及び父母ボランティア。
5. 補償対象： 学校主催による全ての活動（ラグビー、アメリカンフットボール等のスポーツは除く）における偶発事故による傷害。登下校途上、集団旅行途上、7日を限度とする泊まりの修学旅行を含む。
6. 補償期間： 事故日より1年間。（医師による治療が必要とされ、最初の医療費用が事故後90日以内に生じていることが条件）
7. 補償限度額：

(1) 死亡：	\$25,000.00
(2) 事故による肢体損失：	\$25,000.00
(3) 事故による医療費：	\$25,000.00
(4) 一事故に対する総合補償：	\$500,000.00
8. 免責額 \$0
9. 補償対象外原因： (一部抜粋)
 - (1) 申請者に雇用されている医師による治療
 - (2) 本人の故意による怪我、自殺又は自殺未遂
 - (3) 怪我が原因でない感染症
 - (4) 戦争、戦争行為又は入隊中に受けた怪我
 - (5) 飛行機、パラシュート、ハグライダー、スノモビル操縦中の傷害
 - (6) 歯の治療（但し事故により欠損した自然歯の治療は除く）
 - (7) 眼鏡、コンタクトレンズ、歯科矯正の取替え
 - (8) 労災保険又は類似の保険で補償される怪我
 - (9) 学校主催外のスポーツ参加による傷害
 - (10) 傷害に関連しない整形手術
 - (11) アルコールまたは薬物の影響下にある場合
 - (12) アメリカ合衆国外での旅行、行事
10. 補償請求の方法： 本人（保護者）記入・署名した所定の Claim フォーム、医師の治療内容書及び治療費支払領収書を学校事務所に提出。（申請する場合は先ず学校事務所に連絡すること。）
11. 補償金支払い： 必要書類受領後、保険会社が直接本人（又は保護者）に支払う。

この生徒傷害保険は、先ず保護者の保険を使用していただき、それで補償しきれない部分について適用する「第二保険」です。